

生理用品を消費税軽減税率の対象にすることを求める意見書

経済的な理由などから生理用品を入手することが困難な状態にある「生理の貧困」が社会問題となっている。新型コロナウイルス感染拡大により、特に経済的影響を受けているのは女性であり、困窮の深刻さは増すばかりである。収入が減り、家計を切り詰めるなかで、生理用品の購入を躊躇したり、交換する回数を減らしたりする実態が明らかになった。NHKの報道によると、学生の5人に1人が生理用品の入手に苦勞している状況にある。

生理用品を使用せずに、日常の生活をおくることはできない。また、生理用品を交換せず使用することは、病気の原因ともなり、命に係わる問題である。生理用品を節約するという考え自体が誤りである。

女性の生理用品の経済的負担は一生涯で45万円以上と試算され、これは生理用ショーツ、痛み止め、ピルなど月経に必要なその他のものを除いた額である。加えて、生理用品は、消費税軽減税率の対象外であり、10%が課税されている。

消費税軽減税率は、酒類を除く食品と新聞購読料を対象としている。生理用品も贅沢品ではなく、女性が生きていくうえで最低限なくてはならない不可欠なものであり、軽減税率の対象とするべきである。

世界では生理用品にかけられる税を撤廃する動きが広がっている。ケニア、カナダ、インド、オーストラリアなどが続々と生理用品を課税対象外とした。また、スコットランドやニュージーランド、フランスは生理用品の無償提供の取組みを進めている。

日本人女性の生涯平均年収は男性の約70%しかない上に、生理用品の経済的負担がのしかかっている。日本のジェンダーギャップ指数の先進国最下位を挽回するためにも、生理の経済的負担を気にせず、生理中も快適に学び、働き、生活し、自己実現できる環境を作ることは政治の責務である。

2021年に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において生理の貧困への対策が初めて明記され、具体的な内容を示した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」において生理の貧困を「健康や尊厳に関わる重要な課題」と指摘している。

このことから生理用品の軽減税率化が最も現実的で有効な政策であると考えられる。

よって、国会及び政府に対し、生理用品を消費税軽減税率の対象とするよう強く要

望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4年 3月 24日

大分県中津市議会